

港区災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(保証人及び利率)</p> <p>第十四条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</p> <p>2  災害援護資金は、保証人を立てる場合にあつては無利子とし、保証人を立てない場合にあつては据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセント以内で区規則で定める率とする。</p> <p>3  第一項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第九条の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第十五条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p>	<p>(前略)</p> <p>(利率)</p> <p>第十四条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p>

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第十三条第一項、令第八条から第十一条までの規定によるものとする。

(中略)

付 則

(中略)

(災害援護資金の貸付けに係る特例)

第二条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。次項において「震災特別法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）第十四条第一項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第十三条第二項及び第十四条第二項の規定の適用については、第十三条第二項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、第十四条第二項中「年三パーセント以内で区規則で定める率」とあるのは「年一・五パーセント」とする。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第十三条第一項、令第八条から第十二条までの規定によるものとする。

(中略)

付 則

(中略)

(災害援護資金の貸付けに係る特例)

第二条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。次項において「震災特別法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号。次項において「震災特別令」という。）第十四条第一項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第十三条第二項及び第十四条の規定の適用については、第十三条第二項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、第十四条中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント（保証人を立てる場合にあ

2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第十五条第三項の規定にかかわらず、震災特別法第百三条第一項の規定により読み替えられた法第十三条第一項の規定によるものとする。

(後略)

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区災害弔慰金の支給等に関する条例第十四条及び第十五条第三項の規定は、平成三十一年四月一日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

つては無利子」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第十五条第三項の規定にかかわらず、震災特別法第百三条第一項の規定により読み替えられた法第十三条第一項及び震災特別令第十四条第七項の規定によるものとする。

(後略)